

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱

第1条中「に資するため、鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行う鹿屋市移住就業支援事業（以下「支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、県のマッチングサイト（かごしま移住就業・起業支援事業実施要領（令和元年10月3日付け鹿児島県制定。以下「県実施要領」という。）第4の2の規定により開設するサイトをいう。以下同じ。）に登録された企業の求人により就業し、本市に継続して居住した場合、又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けた場合に」を「を図るため」に、「鹿屋市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付すること」を「移住支援金又は地方就職学生支援金を交付することを目的」に、「、県実施要領」を「、わくわくかごしま移住促進事業実施要領（令和元年10月3日付け鹿児島県制定。以下「県実施要領」という。）」に改める。

第10条を第12条とする。

第9条中「市長は、」の次に「移住支援金の」を加え、同条第1号中「返還」の次に「次のアからエまでのいずれかに該当する場合」を加え、同号ウ中「第3条第2号」を「第5条第1項第2号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合

第9条に次の1項を加える。

2 市長は、地方就職学生支援金の交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、地方就職学生支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還 次のアからオまでのいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を

満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合
(ただし、当該申請時に申請先の市町村に住民票がある場合を除く。)

エ 地方就職学生支援金の要件を満たす就業先に就業した日から1年以内に当該就業先を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く。

オ 本市への転入日から3年未満の間に転出した場合

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の間に転出した場合
第9条を第11条とする。

第8条中「支援事業」を「事業」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「交付決定通知書」を「鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書」に、「別記第5号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第2項中「交付決定通知書」を「鹿屋市移住支援金交付決定及び交付確定通知書」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「前条第1項」の次に「及び第2項」を、「移住支援金」の次に「又は地方就職学生支援金」を加え、同条を第8条とする。

第5条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「別記第4号様式。以下単に「交付決定通知書」という。」を「別記第6号様式」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「移住支援金」の次に「若しくは地方就職学生支援金」を加え、「ものとする」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前条第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、地方就職学生支援金を交付することが適当であると認めたときは、地方就職学生支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知する。

第5条を第7条とする。

第4条中「申請者」を「移住支援金の申請者」に改め、同条第1号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方就職学生支援金の申請者は、鹿屋市地方就職学生支援金交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書（別記第 5 号様式）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条中「第 4 号の」の次に「いずれかの」を加え、同条第 1 号ア(ウ)中「本事業」を「移住支援事業」に改め、同号イ(ア)を削り、同号イ(イ)ただし書を削り、同号イ中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

第 3 条第 2 号ア(ウ)ただし書を削り、同号イ(イ)ただし書を削り、同条第 3 号イ中「地方創生テレワーク交付金」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業」に改め、同条第 5 号ウを削り、同号エただし書を削り、同号中エをウとし、オをエとし、同条に次の 1 項を加える。

2 地方就職学生支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則 4 年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる要件に該当すること。

ア 就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

第3条を第5条とする。

第2条の見出しを「（移住支援金の交付金額）」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（地方就職学生支援金の対象経費及び交付金額）

第4条 地方就職学生支援金の対象経費は、地方就職学生支援金の対象者が県内で就職活動を行うため、東京圏から県内の就職活動の実施場所まで公共交通機関（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等をいう。）で移動する際の交通費の1往復分とし、その交通費の算定に当たっては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号。以下「県条例」という。）の規定に準ずるものとする。

2 地方就職学生支援金の額は、前項の規定により算定した額の2分の1以内の額とし、その限度額は、県条例の規定により算出した東京までの1往復分の交通費の2分の1の額とする。

3 地方就職学生支援金の交付は、1人につき1回限りとする。ただし、前項の規定にかかわらず、1往復分の交通費の実支出額が1万円未満である場合は、地方就職学生支援金は交付しない。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住支援金 鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行う鹿屋市移住就業支援事業（以下「移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、マッチングサイトに登録された企業の求人により就業し、本市に継続して居住した場合、又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市移住支援金をいう。

(2) 地方就職学生支援金 県と共同して行う鹿屋市地方就職学生支援事業において、東京都内に本部がある大学を卒業し、県内の企業に就業する者が第5条第2項に規定する対象者の要件を満たす場合に、予算の範囲内において市から交付する鹿屋市地方就職学生支援金をいう。

(3) マッチングサイト 県実施要領第4の2の規定により県が開設及び運営するものをいう。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長

様

鹿屋市移住支援金交付申請書

鹿屋市移住支援金の交付を受けたいので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない。）	人
就業・起業	就業	起業		

3 就業の内容（「2 移住支援金の内容」について「就業」に○を付けた方は下記の該当する欄に○を付けてください。）

一般の就業 マッチングサイト	一般の就業 専門人材 プロフェッショナル人材	一般の就業 専門人材 先導的マッチング事業
テレワーク		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して鹿屋市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業の場合のみ記入） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記入） 鹿屋市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 転入前の住所

住所	〒
----	---

6 東京23区への在勤履歴

期間	就業先名称	就業先所在地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

注 東京23区以外に居住し、かつ、東京23区に通勤していた場合のみ、5年以上の在勤履歴を記載してください。

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	☐ 週・月・年 回程度 ☐ 行くことはない ☐ その他 ()

別紙

1 鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業及び鹿屋市移住就業支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第11条第1項の規定により移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の申請日から3年未満の間に鹿屋市から転出した場合：全額

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ わくわくかごしま移住促進事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に鹿屋市から転出した場合：半額

2 鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 鹿屋市が、移住支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

別記第 5 号様式中「第 7 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 4 号様式中「第 5 条関係」を「第 7 条関係」に、「鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第 5 条第 1 項」を「鹿屋市わくわくかごしま移住就業支援金交付要綱第 7 条第 1 項」に、「鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱第 9 条」を「鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第 11 条第 1 項」に、「かごしま移住就業・起業支援事業実施要領」を「わくわくかごしま移住促進事業実施要領」に改め、同様式を別記第 6 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市地方就職学生支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市地方就職学生支援金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付決定に付した条件

(1) 鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第11条第2項の規定により次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額の地方就職学生支援金の返還を請求します。

ア 虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額

イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
全額

ウ 申請日から1年以内に鹿屋市に転入しなかった場合（ただし、当該申請時に申請先の市町村に住民票がある場合を除く。） 全額

エ 地方就職学生支援金の要件を満たす就業先に就業した日から1年以内に当該就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。） 全額

オ 転入日から3年未満の間に本市から転出した場合 全額

カ 転入日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合 半額

(2) 本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市地方就職学生支援金交付申請書

鹿屋市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生 年 月 日	
氏 名			年 月 日	
住 所	〒		電話番号	
在 学 大 学 及 び 学 部				

2 交付申請額

金 額	円
-----	---

3 就職活動訪問先

訪 問 先	企 業 名	
	所 在 地	
面接・試験日	年 月 日	
内 定 日	年 月 日	

4 利用した交通機関の内訳

[illegible]

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A 誓約する		B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市地方就職学生支援に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について		A 同意する		B 同意しない
卒業後に当該企業へ就職し本市に5年以上継続して居住する意思について		A 意思がある		B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A 3親等以内の親族に該当しない		B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて		A 誓約する		B 誓約しない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

別紙

1 鹿屋市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

(1) わくわくかごしま移住促進事業及び地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第11条第2項の規定により地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。

ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

ウ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に鹿屋市に転入しなかった場合：全額

エ : 地方就職学生支援金の要件を満たす就業先に就職した日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第5条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

オ 転入日から3年未満の間に鹿屋市から転出した場合：全額

カ 転入日から3年以上5年以内の間に鹿屋市から転出した場合：半額

2 鹿屋市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

(1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(2) 鹿屋市が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。

第5号様式（第6条関係）

内 定 証 明 書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実 施 場 所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合は、住所を記載してください。)
内 定 日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく、上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は、「0円」としてください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けて下さい。※ ☐ 無期の雇用である。 ☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上ある。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けて下さい。※ ☐ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職学生支援金の要件となる項目のため、チェックが無い場合は対象外になります。

年 月 日

所 在 地
事業所名
代表者名
電話番号
担 当 者

(※以下は、申請者が記載してください。)

宣 誓 書	
私は、鹿屋市地方就職学生支援金の交付申請後1年以内に当該企業に就職する意思があることを誓います。	
年 月 日	氏名 (署名又は記名押印)

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。